

第九十一回東京都港湾審議会

平成二十八年五月十三日（金）

於 都庁第二本庁舎三十一階特別会議室二十七

一 開 会

二 審議事項

(一) 海上公園を中心とした水と緑のあり方について

答申（案）

(二) 東京都海上公園計画の変更（案）について

三 報告事項

海上公園において東京都が整備する東京二〇二〇

オリンピック・パラリンピック競技大会会場について

四 答 申

五 副知事挨拶

六 閉 会

出席者

学識経験を有する者

日本郵船株式会社特別顧問

草刈隆郎

(一財) みなと総合研究財団理事長

鬼頭平三

日本機械輸出組合 理事兼部会・貿易業務グループリーダー

橋本弘二

流通経済大学流通情報学部教授

苦瀬博仁

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

下村彰男

明治大学農学部教授

倉本宣

首都大学東京都市教養学部教授

松田千恵子(欠席)

ジャーナリスト・環境カウンセラー

崎田裕子

一橋大学大学院商学研究科教授

根本敏則(欠席)

(一財) 沿岸技術研究センター 上席客員研究員

高橋重雄

港湾・海上公園利用者

(一社) 東京港運協会会長

鶴岡純一

東京倉庫協会会長

笠原伸次

(一社) 日本船主協会常務理事

石川尚

(公社) 東京湾海難防止協会特別参与

井上好雄

東京港湾労働組合連合会執行委員長代行

山田敏也(欠席)

全日本海員組合関東地方支部長

大山浩邦(代理)

(公財) 日本レクリエーション協会専務理事

丸山正

都民公募

岡田潤一

都民公募

中山桃

港湾区域に隣接する特別区の区長

中央区長

矢田美英(代理)

港区長

武井雅昭(代理)

江東区長

山崎孝明(欠席)

品川区長	濱野 健(代理)
大田 区長	松原 忠義
江戸川区長	多田 正見(代理)
-----	
東京都議会議員	
-----	
東京都議会議員	山崎 一輝
東京都議会議員	田中 たけし
東京都議会議員	鈴木 章浩
東京都議会議員	鈴木 あきまさ
東京都議会議員	木内 良明
東京都議会議員	曾根 はじめ
東京都議会議員	尾崎 大介
-----	
関係行政機関の職員	
-----	
東京税関長	大川 浩
関東地方整備局長	石川 雄一(代理)
関東運輸局長	濱 勝俊
東京海上保安部長	田中 弘之
警視庁交通部長	大澤 裕之(代理)
-----	
東京都職員	
-----	
副知事	安藤 立美
港湾局長	武市 敬
技監	石山 明久
総務部長	古谷 ひろみ
港湾経営部長	松川 桂子
臨海開発部長	山口 祐一
港湾整備部長	小野 恭一
離島港湾部長	小林 英樹

企画担当部長

中村昌明

港湾経営改革担当部長

藏居淳

開発調整担当部長

原浩

営業担当部長

有金浩一

計画調整担当部長

角浩美

企画担当課長

宮崎成

## 開 会 (午後三時三分)

○宮崎企画担当課長 大変お待たせをいたしました  
て申しわけございません。それでは、ただいま  
から第九十一回東京都港湾審議会を開会させ  
ていただきます。

委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席い  
ただきまして、まことにありがとうございます。  
議事に入りますまで、しばらくの間は、私、  
総務部企画担当課長の宮崎が進行役を務めさ  
せていただきたいと存じます。どうぞよろしく  
お願いいたします。

本日の審議時間は、所要時間一時間程度を予  
定しておりますので、よろしくお願ひ申し上げ  
ます。

また、本審議会は公開とさせていただいてお  
ります。こちらにつきましても、あわせてご了  
承のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、お手元にごございますマイクでございま  
すが、ご発言の際には、手前の赤いボタンを押  
していただきますと、マイクが赤く点灯いたし  
ますので、その後、ご発言ください。また、ご  
発言が終わりましたら、お手数ですが、再度、  
手前のボタンを押していただきますと、赤いら  
ンプが消えますので、よろしくお願ひいたしま

す。

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出席状況をご報告申し上げます。

ただいま、三十七名の委員に対しまして、委員並びに代理出席の方を含めまして、三十名の委員の方にご出席をいただいております、定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、江東区長の山崎委員につきましては、所要のため、おくれてご出席とのご連絡をいただいております。

次に、お手元に配付いたしました資料につきまして、ご確認いただければと思います。「第九十一回東京都港湾審議会資料一覧」がございますが、それに従いましてご説明します。

まず「会議次第」、それから「東京都港湾審議会委員名簿」でございます。

続きまして、「新たな時代の『海上公園ビジョン（仮称）』の検討について」、それから「東京都海上公園計画の変更（案）」の諮問書の写しがそれぞれ一枚ございます。

続きまして、A4判、資料1―1と右肩に書いてございますが、「海上公園を中心とした水と緑のあり方について 答申（案）」でございます。次に、A4判で、参考資料「海上公園を中心とした水と緑のあり方について―資料編―」でございます。次に、A4判、資料1―2

「海上公園を中心とした水と緑のあり方について 中間まとめ」に関する意見募集結果」でございます。次に、A3判でございますが、資料1―3「【概要版】海上公園を中心とした水と緑のあり方について 答申（案）」でございます。続きまして、A4判で、資料2―1「東京都市海上公園計画の変更（案）」でございます。次に、A3判で、資料2―2「東京都市海上公園計画の変更（案）【位置図】」でございます。続きまして、A3判、資料3で「海上公園において東京都が整備する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場について」でございます。

これに加えて、その他資料としまして、本日の「座席表」、「東京都港湾審議会条例」、リーフレットでございますが、「東京港便覧」、「海上公園計画図」、「海上公園ガイド」を配付いたしております。

大変多数の資料で申しわけございませんが、ご確認いただければと思います。

配付資料の不足がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。それでは、議事に入らせていただきますと存じます。草刈会長、よろしく願います。

○草刈会長 会長の草刈でございます。本日は、皆様方、大変ご多忙の中をご出席いただきまし

て、まことにありがとうございます。

早速ではございますけれども、お手元の会議次第に従いまして進めさせていただきたいと思えます。

## 委員紹介

○草刈会長　まず、一部の委員の方の交代がございましたので、事務局からご紹介をお願いしたいと思えます。よろしく願います。

○宮崎企画担当課長　大変僭越ではございますが、新たにご着任いただきました委員につきまして、私からご紹介をさせていただきます。

東京都議会議員の尾崎大介委員でございます。

続きまして、東京都側の紹介をさせていただきます。

副知事の安藤でございます。

○安藤副知事　よろしく願います。

○宮崎企画担当課長　港湾局長の武市でございます。

○武市港湾局長　よろしく願います。

○宮崎企画担当課長　港湾局技監の石山でございます。

○石山港湾局技監　よろしく願います。



- 宮崎企画担当課長 総務部長の古谷でございます。
- 古谷総務部長 よろしくお願いいたします。
- 宮崎企画担当課長 港湾経営部長の松川でございます。
- 松川港湾経営部長 よろしくお願いいたします。
- 宮崎企画担当課長 臨海開発部長の山口でございます。
- 山口臨海開発部長 よろしくお願いいたします。
- 宮崎企画担当課長 港湾整備部長の小野でございます。
- 小野港湾整備部長 よろしくお願いいたします。
- 宮崎企画担当課長 離島港湾部長の小林でございます。
- 小林離島港湾部長 よろしくお願いいたします。
- 宮崎企画担当課長 企画担当部長の中村でございます。
- 中村企画担当部長 よろしくお願いいたします。
- 宮崎企画担当課長 港湾経営改革担当部長の藏居でございます。
- 藏居港湾経営改革担当部長 よろしくお願いいたします。
- 宮崎企画担当課長 開発調整担当部長の原でございます。
- 原開発調整担当部長 よろしくお願いいたします。

○宮崎企画担当課長 営業担当部長の有金でございます。

○有金営業担当部長 よろしく願います。

○宮崎企画担当課長 計画調整担当部長の角でございます。

○角計画調整担当部長 よろしく願います。

以上でございます。どうぞよろしく願います。  
申し上げます。

○草刈会長 どうもありがとうございました。

## 審議事項

(一) 海上公園を中心とした水と緑のあり方について 答申  
(案)

(二) 東京都海上公園計画の変更(案)について

○草刈会長 それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。

まず、「海上公園を中心とした水と緑のあり方について 答申(案)」について専門部会から、そして「東京都海上公園計画の変更(案)」について事務局から説明をしていただいた後に、まとめてご意見、ご質問等をお伺いしたい

と存じます。

まず、「海上公園を中心とした水と緑のあり方について 答申（案）」でございますが、これについて部会長の鬼頭委員からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○鬼頭委員 部会長を仰せつかっておりました鬼頭でございます。

私の方から、今、お話がありました検討部会と、その結果についてご報告をさせていただきますと思います。

検討部会におきまして、「海上公園を中心とした水と緑のあり方について 答申（案）」を取りまとめましたので、ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、昨年一月の当審議会で諮問を受けた後、検討部会におきまして五回の議論を行い、その結果を「中間のまとめ」として本年一月の審議会にご報告し、委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。

また、本年二月五日から十八日にかけて、「中間のまとめ」につきまして広く意見募集を行っていただきましたところ、合計で四十二件のご意見が寄せられております。

これらを踏まえまして、三月に第六回の検討部会を開催いたしましたして、最終報告に向けた議論を深めてまいったところでございます。

基本理念、基本方針、ゾーニング等の基本的な内容につきましては、前回ご説明をいたしました。「中間のまとめ」以降も変更はございませんが、海上公園の整備・活性化に関する具体的な内容につきましては、これまでに頂戴いたしましたご意見を反映させ、取りまとめをさせていただきます。

この間、検討部会の委員の皆様には、本日は下村委員と丸山委員もご出席いただいておりますが、部会での熱心なご審議はもとより、部会を離れましても大変にご協力をいただきましたことにつきまして、この場をお借りして、私から申し添えさせていただきますと思います。

それでは、詳細につきましては、お手元の資料に沿いまして、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○山口臨海開発部長 臨海開発部長の山口でございます。私から説明をさせていただきます。着席させていただきます。

ただいま鬼頭部長からお話がありました「答申（案）」につきましては、資料1―1として取りまとめさせていただきました。参考資料として、資料編をその後ろにつけさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、「中間のまとめ」に関する意見

募集の結果概要を、資料1―2でご説明させていただきます。

意見募集は、本年二月五日から二週間にわたります。港湾局のホームページなどで広報して実施いたしました。その結果、ファクシミリ及び電子メールにより、計四十二名の方からご意見を頂戴いたしました。

「3 回答者属性」をご覧いただきたいと思えます。

回答者の約八割は都内在住者で、そのうち三分の二は二十三区内の在住者でございました。年代別に見ますと、三十代が全体の三分の一を占め、十代と二十代を合わせると約六割となり、比較的若年層からのご意見が多かった点に今回の特徴が見られたかと思えます。

職業別に見ますと、会社員が多かったものの、学生や主婦等を含め、さまざまな方からご意見をお寄せいただきました。一部、法人としてのご意見もございましたが、大半が個人としてのご意見でございました。

一枚おめぐりいただきまして、「4 意見の概要」をご覧ください。

こちらは、頂戴したご意見を「中間のまとめ」の構成に沿って分類したものでございます。お一人で複数のご意見をお寄せいただいた方もいらっしゃると思いますので、意見数は合計で九十四

件となっております。

まず、「第1章 臨海地域の水と緑のあり方」につきまして、まちづくりにおける公園の位置づけなど、検討の全体的な方向性に関するものが二件ございました。

一番多くのご意見が寄せられたのが「第2章 海上公園のあり方について」でございます。内容につきましては、臨海地域の中で海上公園が果たしている役割を評価しつつ、それらをさらに高めていくべきだというご意見が多く寄せられました。

例えば、「1 魅力的な水と緑のネットワークを構築する」が十五件となっておりますが、具体的には、公園内でのサイクリングの活性化や、子供が安全に海に触れ合える場の整備などでございます。

続いて、「8 多様な文化、人々が交流する賑わいをつくる」をご覧ください。こちらの項目にお示ししております、海上公園の新たな賑わいに関するご意見が三十六件と最も多くなっております。

カフェや売店の設置など、海上公園の価値を高めていくためのご意見が多くございましたが、これらと並び、アクセスの充実や積極的なPRに取り組むことで、さらなる魅力向上に期待ができるといったご意見も多く頂戴いたし

ました。

なお、パブリックコメントの詳細につきましては、参考資料としてお配りした資料編に入っておりますので、後ほどご覧いただければ思っております。

次に、資料1―3をご覧いただきたいと思えます。

ただいまご紹介いたしました、頂戴したご意見を反映させまして、本編に修正を加えた箇所を中心に、こちらの概要版を用いまして、改めて全体をご説明させていただきます。

先ほど鬼頭部会長からお話しいただきましたように、基本的な構成につきましては大きな変更はございませんので、加筆、修正を行った点を中心に、概要のご説明とさせていただきます。

まず、一枚目をご覧いただきたいと思えます。

左上の「検討の背景」につきましては、昨年一月の審議会においてお諮りした内容となっております。昭和四十五年の「東京都海上公園構想」の策定後、三十八公園、約七百九十ヘクタールを開園し、事業に取り組んでまいりました。この構想から長期間が経過いたしましたので、新たな課題に対応するため、こちらにお示ししております八つの視点に基づき検討を進

めてまいりました。

右上の「検討内容」をご覧ください。

今回の目標期間は、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会及びその先を見据え、おおむね十年といたしました。

構成につきましては、まず臨海地域全体の水と緑の目標像をお示しした上で、海上公園が担うべき役割や整備・活性化の方向性と、海上公園及びその周辺が一体となった環境整備・誘導の方向性について、お示しする形となっております。

続きまして、資料の中段以降をご覧ください。

まず、「臨海地域の水と緑の目標像」の基本理念でございます。『世界一の都市・東京』を実現するために、海上公園を中心とした水と緑のポテンシャルを最大限に引き出し、東京のウォーターフロントのブランド力の向上を図る』としております。この基本理念を実現していくために、基本方針とゾーニングをお示しました。

まず、基本方針についてご説明いたします。資料の左下をご覧ください。

表題や項目の後ろにあるページ数は、資料1―1の本編に対応しておりますので、必要に応じてご確認をいただければと存じます。



基本方針としては三つございます。一つ目は、赤枠でお示しております「良好な臨海地域の都市環境を形成する」でございます。主にハード面の取組となっております。

二つ目は、緑の枠でお示しております「賑わいのある臨海地域を創出する」でございます。主にソフト面の取組となっております。

三つ目は、青枠でお示しております「東京2020オリンピック・パラリンピックを成功させ、そのレガシーを継承する」でございます。都政の最重要課題となっております、東京二〇二〇大会の開催に向けたハード面、ソフト面両面からの取組となっております。

続きまして、右下のゾーニングをご覧ください。

基本理念を実現し、臨海地域をより魅力的なものとしていくためには、それぞれの地域が有する特徴を生かしていくことが重要だと考えまして、六つのエリアを設定いたしました。さらに、生き物の移動、連続的な景観、人の流れなど、エリアをまたいで共通して見られる要素については、三つの軸を設定いたしました。

資料1―3の二枚目をご覧ください。

まず、上段が六つのエリアについての説明になります。中央の図で色分けしておりますように、六つのエリアを設定いたしました、それぞれ

れの目標についてお示ししております。

例えば、黄色でお示している「運河を臨むエリア」は、芝浦、品川、大井、平和島の地区を指しております。運河沿いの回遊性を高めることなどを目標としております。

以下、「住み憩うエリア」「観光・MICEエリア」「スポーツエリア」「なぎさ共存エリア」「東京港ゲートウェイエリア」の六つのエリアにエリア分けをいたしました。

次に、ページ下段が三つの軸についてのご説明となります。「自然軸」「景観軸」「利用軸」という三つの軸を設定いたしました。エリア同様、それぞれの目標についてお示しをしております。

これらのエリアや軸の目標に沿って、海上公園の整備や管理運営を行っていくことはもちろん、公園周辺地域とも連携を図りながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

三ページ目から五ページ目上段までは、基本方針に沿って、ハード面、ソフト面、そしてオリンピック・パラリンピックに向けた取組について具体例をお示ししております。

左側は、海上公園が担うべき役割と取組に向けた方向性を、矢印の右側には、それらに対応させた取組例を挙げております。これらの取組例につきましては、審議会やパブリックコメン

トを通していただいたご意見をもとに、本編を若干修正しておりますので、その点をご説明させていただきます。

三ページ最上段「魅力的な水と緑のネットワークを構築する」の取組例③につきまして、意見募集の中で「子供たちが安全に海に触れ合える環境づくりを望む」とのご意見がございましたので、その旨、加筆しております。

続きまして、四ページの三段目「市民協働を活性化させる」の取組例②につきまして、「公園整備の際に人づくりも同時に行われることを望む」とのご意見がございました。公園づくりにおいて、プロセスを重視する部会の検討方針とも合致いたしますので、「コミュニティづくりを通し」と加筆しております。

その下の四段目でございますが、「多様な文化、人々が交流する賑わいをつくる」の取組例①、②、③につきまして、それぞれ修正を行っております。

まず、取組例①につきまして、公園の賑わい創出に関する具体的なご意見が多く寄せられたことから、「芸術・文化の発信など公園の新たな可能性を引き出し」と例示を加えております。

次に、取組例②につきまして、前回の審議会や意見募集の中で、舟運など水上交通の拡充と

海上公園の活性化について、連携を図っていくべきではないかとのご意見を頂戴いたしました。水上交通の活性化につきましては、「水の都・東京」の再生に向け、都として積極的に取り組む必要がある重要な施策でございますので、答申（案）において幾つかの修正をいたしました。

こちらの項目に水上交通の活性化について加筆を行っているほか、一枚おめくりいただきまして、五ページ目の二段目「レガシーを活用し回遊性の向上を図る」の項目につきましても、同様に表現の修正を行っております。

四ページ目にちよつと戻っていただきまして、取組例③につきましては、PR不足に対するご意見が多く寄せられましたので、効果的にPRを展開し、海上公園のイメージを強化していく旨を加筆しております。

最後に、海上公園以外で「環境整備・誘導の方向性」についてご説明いたします。五ページの下段をご覧ください。

臨海地域には、区や民間事業者等が所有する水辺や緑地空間が多く存在いたします。臨海地域全体の魅力を向上させていくには、海上公園内での取組にとどまらず、公園の周辺地域においても、区や民間事業者などとの連携を強化していくことが不可欠でございます。そこで、答

申をいただきました後に、関係区や関係部署との調整を進めまして、ガイドラインなどとして取りまとめていきたいと考えてございます。

最終答申につきましてはのご説明は以上でございます。

○草刈会長 ありがとうございます。

続いて、「東京都海上公園計画の変更（案）」でございますが、これについても事務局からご説明のほどお願いします。

○山口臨海開発部長 引き続きまして、私の方からご説明をさせていただきます。

東京都海上公園条例第六条第三項に基づきまして、東京都海上公園計画の変更（案）を諮問させていただくものでございます。諮問資料は資料2―1となりますが、概要版の資料2―2、次のA3判の資料になります。こちらに基づいてご説明をさせていただきたいと思えます。

一ページ目をご覧ください。案件の位置図となっております。

ご審議いただく案件は、有明北緑道公園、東京港野鳥公園、海の森公園の三件となっております。いずれも、赤く塗り潰してあるエリアを新たに海上公園計画エリアに加えるものでございます。なお、薄い緑のかかっているエリアは、東京港第8次改訂港湾計画で示された、水

と緑・生物生息環境ネットワークのエリアでございませう。

二ページ目をご覧くださいと思います。  
有明北緑道公園の新規計画でございます。

左下の写真をご覧くださいと思います。  
今回、新たに計画いたしますのは、先ほど申し上げましたとおり赤色の部分になります。

計画地南側に、黄色い線で囲まれた部分がございますが、こちらは平成三年三月に計画告示をいたしました、有明北その1緑道公園の既定の計画決定区域となっております。今回、この区域を含めて、有明北緑道公園として新たに計画することになったため、有明北その1緑道公園の既定計画については廃止をいたします。

本公園を整備いたしますことで、有明北地区の主要な水際の歩行者空間のネットワークの一部を形成いたしましたして、有明北地区の回遊性の向上を図っております。

計画内容でございますが、有明北地区の西側にあります防潮護岸の上部を利用した、規模が二・六ヘクタールの緑道公園となります。

続きまして、3)整備計画図をご覧ください。  
計画地区は大きく三つの図面がございますが、三つの区域に分かれてございます。

北側部分、一番上の段でございますが、こちらについては幅約三十八メートルの緩傾斜護

岸上の公園となっております。東雲運河に面していることから、海の景観を楽しめる展望デッキを計画しております。東側の端は、今後、計画予定の有明親水海浜公園との接続部分となっております。将来的には、有明北地区の水際線が海上公園で連続する計画となっております。

続いて、西側部分、真ん中の段でございますが、左側の航空写真上、青色の矢印が記載してある方向から眺めている状況を表示しております。幅約十二メートルの通路状の公園といたします。護岸上部と海沿いに園路を設置するとともに、斜面には階段やスロープを設置いたしました。海沿いへのアクセスに配慮しております。なお、海沿いの低い部分につきましては、水中工作物扱いとなりますため、計画上は水域となり、面積は〇・四ヘクタールとなります。

最後に、南側部分、一番下の段でございますが、こちらは、今回、計画地に編入される有明北その1緑道公園の既定計画区域になります。のぞみ橋より北側の計画地との連続性を確保するために、のぞみ橋下の部分に階段を設置するほか、台場・有明北連絡道路へのアクセスを確保するために、階段やスロープを設置するなどいたしました。歩行者空間のネットワークの形成を図ってまいります。

次に、東京港野鳥公園の説明に移りたいと思います。

三ページ目をご覧ください。東京港野鳥公園の既定計画の変更でございます。

左下の写真をご覧くださいと思います。今回、既定計画エリアの東側に隣接する赤枠で囲みました部分の陸域及び水域を、野鳥公園の干潟として拡張いたします。東京湾内に生物の生息に適した場所が少なくなる中で、干潟の整備により、自然環境の回復と、水生生物や野鳥などの生息環境の保全を図ることを目的としております。

今回の変更に伴いまして、同公園の計画面積は、陸域〇・三ヘクタール、水域九・八ヘクタールの増となります。全体で三十四・三ヘクタールとなります。なお、陸域の〇・三ヘクタールにつきましては、主に城南野鳥橋のある隣接道路との緩衝緑地兼管理用通路を計画しております。

次に、海の森公園の説明に移りたいと思います。

四ページ目をご覧くださいと思います。中央防波堤内側に位置します海の森公園の既定計画の変更でございます。

海上のレクリエーション機能の向上を図るため、東京二〇二〇大会の水上競技場計画地を



海の森公園区域に編入するものでございます。  
また、東京二〇二〇大会に合わせて整備を行う  
道路区域につきましても、あわせて変更をいた  
します。

既定計画の海の森公園は、ごみと残土の島を  
緑あふれる森に生まれ変わらせ、水と緑の回廊  
に包まれた美しいまち東京を実現することを  
目指して、平成十九年二月に計画を決定した海  
上公園でございます。

「4)変更内容」をご覧ください。海の森公園  
の既定の計画面積は八十七・九ヘクタールで  
ございますが、これを、陸域を七・九ヘクタール、  
水域を五十三・三ヘクタール、合わせて六十  
一・二ヘクタール拡張しまして、全体で百四十  
九・一ヘクタールとするものでございます。

資料左側の航空写真に緑色で示しておりま  
すのが既定計画区域、赤色の部分が、水上競技  
場の整備に伴い、今回、計画する区域、黄色の  
部分が、東京二〇二〇大会後に臨港道路として  
供用する道路整備に伴って、計画を廃止する区  
域になります。

また、主な海上公園施設の種類及び名称につ  
きましては、「ボート・カヌー競技場及びこれ  
に付随する施設」を追加いたします。

「3)施設概要」をご覧ください。主な施設と  
いたしまして、二千メートルの競技コース八レ

ーン、二千席の観客席のあるグラウンドスタンド棟、艇庫、倉庫などが整備される予定でございます。

本施設の整備主体は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局となります。

大会後の後利用の方向性につきましては、「6)後利用の方向性」をご覧くださいと思います。

昨年の六月に、東京都オリンピック・パラリンピック準備局が公表した資料の抜粋ではございますが、水上競技場につきましては、国際大会が開催できるボート・カヌーの競技場、及び育成・強化の拠点とするほか、多目的な水面利用を図り、都民のレクリエーションの場、憩いの場としていくこととしております。

また、海の森公園と連携した水と緑のネットワークの拠点として、都民が都会にしながら自然を享受し、水辺に親しめる憩いの場としていくこと、賑わいの創出を図ることなどを検討しております。

整備手法につきましては、実施設計と施工を一括して行うデザインビルド発注方式を採用しております。

整備スケジュールでございますが、契約後、直ちに実施設計及び工事に着手いたしましたして、平成三十年度末に竣工する予定と聞いており

ます。

五ページ目に、次のページですが、基本設計の概要を載せております。

説明は以上でございます。

○草刈会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの二点について、ここで皆様方からのご意見、ご質問等をお伺いしたいと思えます。ご意見のある方は、どうぞ、お願いします。

○曾根委員 いいですか。

○草刈会長 はい、どうぞ。お願いします。

○曾根委員 都議会議員の曾根です。

最初に、今日、水と緑のあり方についての答申（案）のパブリックコメントの内容が出されておりました、資料を見ますと、平成二十五年にも海上公園の利用についてのモニターアンケートがやられていて、それについての資料も載っていて、海上公園に対する認識がモニターアンケートで出ているんですが、大変共通しているというのが私の印象です。

都民が、海上公園や海辺の貴重なスペースに何を期待しているのかということについては、基本的に一貫しているのではないかと。平成二十五年のアンケートの方では、参考資料の十九ページに、トップはやはり「海や水辺、東京湾の風景を眺める」、二番目が「散歩」、三番目が

「ベンチに座って休憩」、「芝生広場で休憩」などが並んでいて、憩いの場としての活用を多くの方は期待しているということがよくわかります。

今回の都民の意見で、そういう基本的な認識は変わっていないのではないかと思います。三十六件あったという賑わいのところですね、これも中身を見ますと、半分近くが、例えばトイレを整備してほしいということや、ベンチが欲しい、日陰が欲しい、子供が自由に遊べる海辺、これは内容に取り込んでいただいたようですが、自然保護の区域を設定するなど、こうした自然を大切にしながら、そこと触れ合う子供たちをはじめとした都民の貴重な空間という要望が大変強いのかなと。賑わいということ、本格的な施設の整備だとか、観光地的な要望は意外と少ないというのが私の印象です。あとは、アクセスをもっとよくしてほしいということだと思います。

そういう点を踏まえれば、今回、答申に当たって、「世界一の都市・東京」をつくるという舛添知事の大きな目標に沿って、この海上公園をはじめとする海辺の地域を、グレードアップするといいますか、何て言いましたっけ、大きく引き上げるんだと、ブランド力の向上を図る、ポテンシャルを引き出すというようなことが

言われましたが、基本的には都民の願いに沿って、海上公園の条例にも述べられているように、海辺の自然環境の保全と回復、及び自然に親しむ都民の憩いの場としての機能を損なうことのないようにしていきたい。

これは、先日、都議会の方でも私どもの会派の同僚議員が確認をしまして、条例についてはこの部分は変更しないということのようです。その基本的な立場と、今後のウォーターフロントの、何といいますか、ブランド力の向上というのは当然、両立させて、この都民の願いに沿った形でやっていくと。あまり過度な観光地化とか、そんなことはないと思いますが、近接する臨海開発、その他のタワーマンションやビル開発の用地に、間違っても転用されたりしていくことがないようにしていただきたいということ、特にお願いしておきたいと思えます。

それから、ちょっと長くなりますが、それに関連して、今、海上公園などの管理運営を指定管理者に任せていますが、この指定管理者の中に民間の営利企業がどんどん入ってくることになる、どうしても営利優先、観光地的な利益を狙った施設整備などが入りやすい余地を残してしまうということで、私たちは、公益性を重視した公的な、指定管理をするにしてもそ

ういうところにお任せして、都民の要望に基本的に応えていける、公益性の高い海上公園づくりを中心に取り組んでいただきたいということとを申し上げておきたいと思います。

また、今回、諮問されている海上公園計画の変更についても、オリンピック・パラリンピックスの競技会場をはじめとして、そういった目的に沿ったものになることは当然ですが、自然環境の変更、もしくは環境、例えばボート競技の会場などについては、東西水路の締め切りによって海域への影響などがちよつと心配されている面もありますので、こうしたことがないよう極力努力をしていただきたいということとを申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○草刈会長 ありがとうございます。

ただいまのは、ご要望ということで受けとめてよろしゅうございますか。

鬼頭委員、あるいは事務局からコメントがあれば、どうぞ、お願いします。

○山口臨海開発部長 ただいま、公園の用地がタワーマンションとか、ビル開発の用地として安易に使われないようにというお話がございましたが、海上公園はこの審議会で検討していただいております海上公園計画に基づいて設置されておりますので、当然ながら、そのような

用途に使う場合は海上公園を廃止しなければなりませんので、この場でご審議いただくことになりそうですので、そういうことはまずないと考えてございます。

それから、海上公園の管理についてでございますが、よりよい管理を目指すのは当然でございますが、その方向で慎重に検討して、選定しておるところでございます。今後とも、その方向で進めていきたいと考えてございます。

○草刈会長 ありがとうございます。  
よろしゅうございますか。

○鬼頭委員 ちょっとすみません。部会での議論も、基本的に委員の皆さんからは、都民が行きやすく使いやすい、そして都民が誇れる海上公園にしてほしいと、そういう意味でのご意見が大変多くありました。結果的に、そういうことをやることによってブランド力が高まり、ポテンシャルを引き出すことになるということ、まさに委員おっしゃるとおりの話で、これにかにうまく実現していくかというのは、これらの課題だと思いますので、よろしく願います。

○草刈会長 ありがとうございます。実行段階において、いろいろご意見を参考にやっていただけだと思います。

ほかにご質問。では、どうぞ。

○木内委員 臨海開発に反対をして、その予算に丸ごと反対している共産党から、非常に違和感のあるご意見が出まして、これはしっかりとこの場で申し上げておきたいと思っております。要求をするならば予算を認めて、事業執行に対する、いわば推進力になるべきが議会の立場でありますので、この点はあえてこの場で申し上げておきたいと思っております。

さて、私は前回の審議会で、水域を有する海上公園では水上交通を有効に活用すべきと、今後は海上公園における舟運の活性化に向けた取組を積極的に行うべきである、ということ強く提案したわけでございます。

今回の答申（案）を拝見いたしますと、私の意見をしっかりと実際、受けとめていただいて、また、山口部長から先ほど報告のありました修正案の中身を見ましても、私の意見を具体的に反映していただいておりますので、海上公園を中心とした水と緑のあり方検討部会の鬼頭部会長、並びに委員の皆様方のご努力を可したい、感謝を申し上げます、こう思うわけでありませぬ。

隅田川や東京港といった東京の水辺には、海上公園をはじめ多くの観光スポットが立地しております、これらを結ぶ舟運を活性化させることが東京の魅力向上にとって極めて重要



であると、重ねて申し上げたいのであります。

私は、かねてから水上タクシーを含めた舟運の活性化について言及してまいりましたけれども、来週末には、田町駅に近い防災用の船着場を初めて活用した水上タクシーの体験乗船が行われると聞いています。また、この夏からは、羽田と都心などを定期的に結ぶ航路の創設に向けた社会実験も始まると承知をしているわけです。

ここへ参りまして、昨日のマスコミ報道でしたか、国の国土交通省によって、東京湾を南北に結ぶ航路のプランも提案されているところではありますが、東京都が地元の関係業界、団体の皆様との協議を重ね、協力をし合って、これまで開発を積み重ね、検討してきた実績というものがあるわけにございまして、国との整合性をしっかり保ちながら、都が先導してこうした舟運の活性化にも取り組んでいただきたい。これはまず要望として申し上げます。

東京都は、舟運事業者等の関係者との連携をしっかりと図って、こうした取組を着実に実施していくことで、舟運の活性化をさらに加速化させるべきであると考えるわけでありまして、改めてこの場で都の見解を伺いたいのがまず一つであります。

それから、二つ目につきましても一緒にお聞きをしておきます。有明北地区における水と緑のネットワークについてでございますけれども、かつて有明北地区は交通の便が悪く、有明テニスの森でテニスを楽しむ人々が訪れる程度の、実は人影の少ない地域、エリアであったのであります。その後、ゆりかもめや、りんかい線が開通して交通アクセスも格段に向上したことから、近年では超高層マンションが複数建設されました、居住者も飛躍的に伸びて、いわば皆さんが憧れる、おしゃれなまちへと変貌している一面もあります。

この水と緑のネットワークにつきましては、安心、安全、そして快適な環境の提供こそ、これを楽しむのは有明にお住まいの方々であります、まさに生活の主人公である住民の方々こそ、こうした利点を享受すべきだと思います。

また、東京二〇二〇大会時には、有明テニスの森公園、有明アリーナや有明体操競技場などで、バレーボールや体操など多数の競技が行われて、大会時には多くの方が訪れることとなります。先ほどの有明北緑道公園の諮問事項の説明で、この地区における回遊性の向上、運河を臨む展望デッキの整備などについてありました。今後は、この有明北地区の競技会場などを

訪れる多くの人々に楽しんでもらえるよう、水辺に面したすばらしい景観を最大限に生かしていくべきであると、こう思うのであります。

二〇二〇及びその先を見据えて、競技会場や周辺の緑との連続性に配慮した水辺のプロムナードの整備など、歩行者ネットワークの形成に向けて東京都は積極的に取り組むべきであると、このことをあえて提案をしたいのであります。答弁を求めるものであります。

以上二点、よろしく願います。

○草刈会長 貴重なご意見、ありがとうございます。しました。

それでは、東京都側から願います。どうぞ。

○松川港湾経営部長 港湾経営部長の松川でございます。一点目につきましてお答え申し上げます。と思います。

舟運の活性化につきましては、水上タクシーなどの小型船を観光、交通手段として発展させるために、交通利便性の高い船着場を増やしていく必要があります。そこで、ただいまお話をいただきましたけれども、交通利便性の高い船着場の活用拡大に向けまして、今月二十一日の土曜日、及び二十二日の日曜日に、JR田町駅から徒歩三分の運河の護岸に設けられます。ります防災上の船着場を試験的に活用いたし

まして、水上タクシーの体験乗船を行う予定で  
ございます。

また、定期航路の充実に关しましては、羽田  
空港と臨海部、都心を結ぶ航路創設に関する取  
組を、庁内の関係局で連携して進めております。  
具体的には、隅田川から羽田空港にかけてエリ  
アでの運航社会実験をこの夏から実施する予  
定でございます。あわせて船着場や、その周  
辺の賑わいの創出、駅までの案内サインの充実  
などにも取り組む予定でございます。

こうした取組を着実に実施するに当たりま  
しては、ご指摘のとおり、舟運事業者や地元区  
等との緊密な連携が必要であると認識してお  
りまして、今後も関係局と連携しながら、舟運  
の活性化に積極的に取り組んでまいります。引  
き続きご支援、ご指導のほど、よろしくお願  
い申し上げます。

○草刈会長 ありがとうございます。

○山口臨海開発部長 有明北地区につきまして、  
私の方からご説明させていただきたいと思  
います。

○草刈会長 はい、どうぞ。お願いします。

○山口臨海開発部長 今、ご指摘のございました  
有明北地区の周遊性の向上につきましては、有  
明北地区は、東京二〇二〇大会時には多数のオ  
リンピック・パラリンピックの競技会場が配置

され、多くの方が来訪されることとなります。まちの発展に向けまして、大会及びその後を見据えて、有明北地区の回遊性の向上に積極的に取り組むことが重要だと認識しております。このため、有明北緑道公園や、有明テニスの森公園の整備を進めるとともに、今後、これらとつながる有明親水海浜公園の整備を進め、水に親しめるエリアとして海辺の回遊性の向上を図っていく予定です。

海に面する有明北地区の特徴を生かしまして、より多くの方々に楽しんでいただけるよう、海を身近に感じることで、水辺の豊かな環境を満喫できるプロムナードを整備するなど、水と緑の連続性に配慮した快適な歩行者ネットワークの拡充に努めてまいります。

以上でございます。

○草刈会長 ありがとうございます。

木内委員、よろしゅうございますか。

○木内委員 はい。

○草刈会長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問のある方、まだおられませんか。どうぞ、お願いします。

○福田委員代理 警視庁交通部長の代理出席の交通規制課長の福田といいます。

海上公園計画の変更(案)に、三カ所の案が出ておりますが、この中で交通手段の確保とい

うところを見ますと、バス、モノレール、自転車というものが記載されているんですが、こういう公園に行かれる方々全員が公共交通機関を利用するわけではないと思うんです。多くの方がマイカーを利用されると思うんですが、そのマイカーで行かれた方々が車をとめる駐車場の整備とか、そういう部分が文字になっていないので、それぞれの公園に付置される駐車場の設置計画とか、そういうものがあるのかどうかということ。

あと、海上公園のあり方の方にも、やはり大勢の方が行かれるようになると思いますので、駐車場をしっかりと、台数的に余裕を持ったものを設置していただきたいと、警察としては考えております。

せっかくないい公園をつくっても、その周辺道路に違法駐車があふれ返っているような状況では、魅力も半減してしまうと思いますので、計画の中身として駐車場の整備というのはどのようなになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○草刈会長 本件、山口部長、よろしいですか。

○山口臨海開発部長 では、私の方からお答えさせていただきます。

海上公園全体につきまして、駐車場の整備はそれぞれに計画をしております、例えば今回

の海の森公園につきましては、これから開園をしていく公園でございます。こちらにつきましても、オリンピック・パラリンピックの競技会場になることもありまして、駐車場については数百台単位で用意をする予定でございます。そのほかの既定の公園につきましても、駐車場が用意されている公園が多々ございますが、必ずしも十分と言えないところもありますが、なかなか敷地上の縛りもございますので、さまざま工夫をしながら対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○草刈会長 ありがとうございます。実行の段階で、ぜひ今のご意見を尊重して、整備をしていただきたいと思います。

○福田委員代理 ちなみに、その駐車場は有料になりますか、無料ですか。

○山口臨海開発部長 海の森公園ということになりますか。

○福田委員代理 要するに、駐車場法の中では、有料であれば公安委員会の意見照会というものがかかってきます。そこら辺で警察の意見が反映されるような形になりますので、どうなのかなと思っております。

○山口臨海開発部長 駐車場を有料化するかどうかにつきましても、今後の検討課題と考えてお

りますので、そのあたりもご意見をいただきながら調整をしていきたいと考えてございます。

○草刈会長　それでよろしいですか。

○福田委員代理　わかりました。ありがとうございます。ありがとうございました。

○草刈会長　どうもありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。特にご意見、あるいはご質問もないということございましたら、時間の関係もございまして、本答申についてお諮りをしたいと思っております。

諮問事項であります「海上公園を中心とした水と緑のあり方について 答申（案）」、それから「東京都海上公園計画の変更（案）」、これは原案をもって本審議会の答申としたいと思っておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○草刈会長　ありがとうございます。それでは、原案を適当と認めて、答申をさせていただきます。

## 報告事項

海上公園において東京都が整備する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場について



○草刈会長　それでは、次は報告事項に入らせていただきます。報告事項「海上公園において東京都が整備する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場について」のご報告を、山口部長の方からお願いしたいと思います。

○山口臨海開発部長　それでは、説明をさせていただきます。

本件は、東京都海上公園計画の変更には該当いたしません。海上公園内において新たに海上公園施設、今回の場合は東京2020オリンピック・パラリンピック競技施設となりますが、これを整備する案件につきましてご報告をさせていただきます。

資料3、一ページ目をご覧ください。

まず、競技会場全体の位置でございます。臨海地域には、現在のところ十三の競技会場が予定されております。赤で示しておりますのが、港湾審議会に諮問もしくは報告としている、海上公園内に整備が予定されている恒設の施設でございます。また、緑で示しておりますのが、海上公園内に整備される仮設競技会場等でございます。さらに、黄色で示しておりますのが、海上公園内の既存施設を活用する競技会場でございます。最後に、青で示しておりますのが、海上公園に隣接して建設が予定される競

技会場でございます。

本日は、赤で示してございます四施設について説明をさせていただきますが、⑨の海の森水上競技場は先ほど諮問事項としてご説明いたしましたので、残りの三施設についてご説明いたします。

まず、アクアティクスセンターでございます。まず、

二ページ目をご覧ください。オリンピッククアアティクスセンター計画の概要でございます。

資料左側に航空写真を載せてございます。本施設は、辰巳の森海滨公園の既定計画区域内の黄色の区域に建設が予定されております。

辰巳の森海滨公園は、江東区辰巳に位置しております。平成元年に計画決定いたしました、計画面積四十四・二ヘクタールの海上公園で、豊かな緑と広大な多目的広場、各種ニュースポーツ施設などを有しております。

アクアティクスセンターの施設概要でございますが、④施設概要に示してございますとおり、主な施設としては屋内水泳場でございます。本施設の整備主体は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局となります。

なお、東京二〇二〇大会時と大会後の後利用時とは施設の規模が異なっております、大会

時から一部、観客席等を減築すると聞いております。

大会後の後利用につきましては、⑤後利用の方向性をご覧ください。

こちらは、昨年六月に公表したものの抜粋でございますが、世界的な大会等が開催される国際水泳場として、また都民も利用できる水泳場としての活用が位置づけられております。また、海上公園内に設置される施設であることから、海上公園内の既存施設との一体感や、つながりを意識した後利用について検討をしております。

整備手法でございますが、本計画は、実施設計と施工を一括するデザインビルド発注方式を採用しております。

整備スケジュールは、平成二十八年度より実施設計及び施工に着手いたしまして、三十一年度に竣工する予定と聞いております。

また、現在、同じ辰巳の森海浜公園内にあります東京辰巳国際水泳場でございますが、アクアティクスセンターとは異なる機能を有するスポーツ施設としての活用を今後検討していくと、オリンピック・パラリンピック準備局より聞いてございます。

なお、アクアティクスセンターの計画地以外の海上公園につきましては、後利用との一体性

にも配慮いたしまして、東京二〇二〇大会に向けたおもてなしの空間を創出するための修景整備を、平成二十八年度から実施してまいります。

次ページには、大会時のイメージパースをお示ししております。

続きまして、大井ホッケー場のご説明をさせていただきます。

四ページをご覧ください。計画の概要となっております。

資料左側に航空写真を載せてございます。本施設は、大井ふ頭中央海浜公園の既定計画区域内の黄色の区域に、ホッケー場のメインピッチとサブピッチを建設するものでございます。

大井ふ頭中央海浜公園は、品川区八潮及び大田区東海に位置いたしまして、昭和五十三年に当初の計画を決定いたしました、計画面積四十五・三ヘクタールの海上公園でございます。野球場や陸上競技場などの各種スポーツ施設があるスポーツの森エリアと、豊かな緑と水辺に親しめるなぎさの森エリアで構成されております。

大井ホッケー場の施設概要でございますが、④に示しておりますとおり、現在の第一球技場周辺に新設するメインピッチと、現在の第二球技場の改修により整備されるサブピッチとなります。

本施設の整備主体は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局と、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会となります。

なお、東京二〇二〇大会時と大会後の後利用時とは施設の規模が異なっており、大会後、主に観客席について減築する計画となっております。

大会後の後利用につきましては、⑤後利用の方向性をご覧ください。

都内有数の多目的人工芝競技場として、ホッケー、その他の競技の拠点とするとされており

ます。

また、海上公園内に設置される施設であることから、スポーツ施設と公園機能が融合した「総合的なスポーツ・レクリエーションの拠点」とし、公園全体として魅力を高める取組について検討をしているところでございます。

整備スケジュールでございますが、本計画は現在、基本設計を実施中でありまして、平成二十八年度中に実施設計を発注、二十九年度中に着工、三十一年度に竣工する予定と聞いております。

なお、大井ふ頭中央海浜公園のスポーツの森エリアの計画地以外の海上公園につきましては、後利用との一体性にも配慮いたしまして、

東京二〇二〇大会に向けたおもてなしの空間を創出するために、平成二十八年度より修景整備を実施してまいります。

次に、有明テニスの森についてご説明をさせていただきます。

五ページ目をご覧くださいと思います。

本施設は、有明テニスの森公園にある既存施設を再整備する内容となっております。

有明テニスの森公園は、江東区有明に位置しております。昭和五十七年に当初の計画を決定いたしました、計画面積十六・四ヘクタールの海上公園でございまして、名前のとおり、国際級のテニス大会を開催する有明コロシアムのほか、屋外テニスコートやクラブハウス、芝生広場などを有する公園となっております。

再整備の概要でございますが、④にも記載しておりますとおり、スポーツ・レクリエーション拠点の機能向上、周辺の緑との連続性に配慮した歩行者ネットワークの形成、緑豊かな公園施設の整備の方針に従いまして、再整備を進めていく予定でございます。

黄色の枠で囲ってございます、スタンドつきの屋外コートであるショークート、インドアコート、こちらにつきましては今回の再整備に伴い新設される施設でございます。

本施設の整備主体、また施設管理者は、東京

都オリリンピック・パラリンピック準備局となります。

整備スケジュールでございますが、本計画は現在、基本設計を実施中でございます。平成二十八年度中に実施設計を発注、二十九年度中に着工、三十一年度に竣工する予定と聞いております。

説明は以上でございます。

○草刈会長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様からご質問、ご意見ございましたら、どうぞ、お願いします。

○崎田委員 すみません、よろしいですか。

○草刈会長 どうぞ、よろしくお願いします。

○崎田委員 ありがとうございます。崎田です。

今、ご説明いただきまして、大変すばらしいと思ったのは、実は後利用の方向性がどこにもきちんと書いてありまして、やはり東京二〇二〇が終わってから、それをどう生かすかということがきちんと計画されている、ここが大変重要なところだと思っております。

なお、この前の海上公園についての審議とあわせて考えますと、やはり今回の二〇二〇年をきっかけにして、東京湾の地区が本当に都民にとって、そして都民だけではなく、日本全体にとっても誇れる水辺地域になっていくと、そういう時期だというように強く感じます。

一つ提案なり、お願いは、今回のオリンピック・パラリンピックの機会で、一九六四年のときには都市の整備が進んだけれども、今回はどういうところが変わるんだろうかというようなこともよく言われているんですけども、ぜひ東京の海辺地区の再開発で都民が暮らしやすい、新しいまちづくりが本当に進んでいるんだということを強く発信していただくことで、やはり都民の新しい暮らし方の提案にもつながると思いますので、そういうような発信の仕方を強めていただければありがたいと願っております。

よろしく願います。

○草刈会長 ありがとうございます。

先ほどもありましたけれども、要するにPRをもっといろいろ工夫して有効活用を、東京都だけではなく全国に発信してくれというご要望だと思います。そういうことで、東京都の方でも受け取っていただければと思います。

よろしゅうございますか。いいですか。

○崎田委員 はい。

○草刈会長 それでは、ほかにご質問なり、ご意見ありましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。それでは、これをもって報告事項を終わらせていただきますと思います。



## 答申

○草刈会長 では、先ほどご承認いただきました答申書でございますけれども、これについて安藤副知事に私からお渡しさせていただきたいと思えます。第一号、第二号と二つございます。海上公園を中心とした水と緑のあり方について（答申）。平成二十七年一月二十三日付、二十六港臨公第七十四号で諮問のあった標記については、原案を適当と認めるという答申書でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（答申書 手交）

○安藤副知事 どうもありがとうございます。

○草刈会長 続いて、第二号、東京都海上公園計画の変更でございますが、これも同じく原案を適当と認めるということで、よろしくお願いいたします。

（答申書 手交）

○安藤副知事 どうもありがとうございました。

○草刈会長 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

## 副知事挨拶

○草刈会長 それでは、閉会に当たって、安藤副知事からご挨拶を一言お願いしたいと思えます。

○安藤副知事 安藤でございます。一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

各委員の皆様におかれましては、平素から東京港の港湾行政に対しまして、多大なご支援、ご協力をいただいております。改めて御礼を申し上げます。

また、ただいま草刈会長から、「海上公園を中心とした水と緑のあり方」及び「東京都海上公園計画の変更」の両諮問につきまして、ともに原案を適当と認める旨の答申をいただきました。委員の皆様方には、大変お忙しい中をご審議賜りまして、まことにありがとうございます。

特に、「海上公園を中心とした水と緑のあり方」で答申案を取りまとめいただきました鬼頭委員、下村委員、丸山委員におかれましては、専門部会の委員として約一年の長期にわたりました。都合六回にわたりご検討をいただきました。改めて御礼を申し上げる次第でございます。

この答申を踏まえまして、また、今日は委員の皆様方から多くの提案も頂戴いたしました。

港湾利用者や、地元区などの皆様と調整を図りながら、今後は、海上公園を中心とした水辺・緑地空間をさらによりよいものとしてまいりたいと思っておりますので、ぜひともご理解とご協力をお願いする次第でございます。

ご列席の委員の皆様には、引き続きご指導を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○草刈会長 安藤副知事、ありがとうございました。

これをおもちまして、本日の議事は全て終了をいたしました。

ちょっと時間を超過してしまいました申しわけありませんでしたが、長時間にわたってご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。これをもちまして閉会としますが、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

## 閉 会 (午後四時八分)

——— 了 ———